

今回は少し視点を変え相続税について触れてみます。

すでにご存じの方も多いかと思いますが、現在タイ政府においては相続税の導入を進めております。相続税導入の主な目的は、富裕層に集中する富を再分配する方法ととらえられております。相続税というと、通常は法人経営には関係が希薄なケースが多いですが、日本の中小企業はオーナーファミリーによる所有権の支配が多く、オーナーファミリーによって所有、経営されている法人の株式(持ち分)は相続財産に該当します。従って経営権を後継者に引き継ぐ場合や、オーナーの相続が発生した場合には、その株式(持ち分)の評価がいくらになるのかということは、非常に重要な事項となります。タイに進出されている日本のオーナー系中小企業も非常に多いかと思いますが、タイ法人の株式(持ち分)であっても、日本の相続税の対象となるため、早めの取り組みが必要となります。

タイにおける相続税は、現在、タイ政府において議論されており詳細が公表されていないため、どのようなものがそもそもタイにおける相続税の対象になるかは現段階では分かっておりません。しかしながらオーナーファミリーが所有する法人の株式の価値がどの程度のものになるのかは把握し、最大限での相続財産、贈与財産がいくらになる可能性があるかは知っておく必要があります。特にタイで土地を購入している製造業の場合、土地の評価の問題もあります。これは相続税と同様に固定資産税というものが議論されておりますが、どちらの法律も土地の評価というのは大きな要素となることから、今後の詳細には注意が必要です。

日本はタイとの間に租税条約が締結されているということは、すでに本稿においても説明したこともあり、ご存じの方も多いと思います。しかしながら、この租税条約は、所得を課税ベースに課せられる税金、すなわち法人税、所得税(源泉所得税も含む)の両国間における取扱について定めた条約であり、資産(財産)を課税ベースとする相続税については対象外となっております。よって少なくとも日本・タイ間における相続・贈与という問題については、それぞれの国における税法に基づいて取扱いが決まるということになります。

日本の相続税の概略は次の通りとなります。

$(\text{相続財産の評価額の総額} - \text{基礎控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除(該当する場合)} = \text{相続税の総額}$

この相続税の総額を、相続人が取得した財産の割合によって負担いたします。また日本の相続税の場合、そもそも納税義務者の範囲を(1) 無制限納税義務者と(2) 制限納税義務者といった形で大きく二つの種類に分けて、日本の相続税が課せられる財産等の範囲を決めております。また(1)の無制限納税義務者はさらに①居住無制限納税義務者と②非居住無制限納税義務者に細分しております。

これが法人経営のどこに関係があるかということですが、たとえば後継者がタイ法人の代表として赴任している場合、その後継者は上記の日本における相続税の納税義務者の区分のうち、どの区分に該当するのかによって、どのようなタイミングで事業承継ということを行うべきか、ということと密接な関係を有しております。

最近の相続、贈与をめぐる事件(?)として有名なものとして、武富士事件が挙げられます。武富士事件については、最高裁判所の判決も出ており、簡単にインターネットで検索、閲覧できるので、一度参考までに読んでみてください。この裁判で納税者側と国税側のポイントは、まさに上記の納税義務者がどの区分に該当するのか、それに基づいた贈与税の課税対象資産の範囲ということでした。ちなみに日本には贈与税法というものはなく、相続税法の中で贈与についての課税関係を定めております。したがって基本法律は相続税法となります。

一般的に言われる、相続対策やタックスプランニングというのと租税回避行為というのは、非常に線引きが難しいところになります。この点、日本の税法の運用においては、租税法律主義といって、いかなる事柄に対しても法律に定めがなければ租税を課してはならないということを憲法において保障しております。したがって究極的な相続対策やタックスプランニングというのは、その法律に定めがないグレーな部分に基づくものが多く、国税側と争いになるケースも少なくありません。

法人経営における事業承継ということは、基本的には経営者にとって一生に一度だけしか生じない事柄であり、イメージが難しいところです。しかしながら事業承継がスムーズにできるかどうかということは、その後の法人運営に大きく影響を及ぼす可能性もあり、争うごとに発展してしまうと法人経営そのものを揺るがしかねない深刻な事態も引き起こす可能性も持っています。

このような問題に発展しないまでも、ある程度事業承継ということ考えた自社対策ということも必要なのではないのでしょうか。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。